**ふれあいサロン活動促進事業**

**よくある質問　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１．「サロン利用者」と「補助の対象となる利用者」との違いは何ですか**？

**A．**「サロン利用者」とは、サロン活動に参加する方をいいます。ふれあいサロンは地域にお住まいの方が、気軽に参加できる開かれた場ですので、「補助の対象となる利用者」以外の方の参加も可能です。「補助の対象となる利用者」とは、サロン利用者のうち、ふれあいサロン活動促進事業補助金の対象となる利用者のことをいいます。高齢者、家に閉じこもりがちな方、障がいのある方、児童とその保護者とします。

**Ｑ２．補助対象要件について詳しく教えてください。**

**①月１回以上開催をすること。**

**Ａ．**地域の仲間づくりの場や見守りを目的としているので、月１回以上の開催をお願いします。開催がない月があると、決定が取り消しとなる場合があります。

**②どのような施設が活動場所になりますか。**

**Ａ．**市立公民館などの公共施設、地域の集会所、民間施設（空き家、空き店

舗など）等を対象としています。

**③拠点施設以外で開催していいですか。**

**Ａ．**サロンを利用する地域住民とのより深い交流、支え合いを目的として、年２回を限度に拠点場所以外での活動も補助対象として認めます。

**④５名以上の参加とはどういうことですか。**

**Ａ．**「補助の対象となる利用者」が５名以上の参加があった時に補助の対象となります。

**⑤特定の者のみの支援は対象外とは。**

**Ａ．**介護予防活動、子育てサロンや各種団体の会合後の慰労会など、参加者や活動が特定される、またはその関係者だけでのサロンの開催は補助の対象となりません。一旦用務を終了し、広く参加者を募るなどして開催してください。

**Ｑ３．子どもサロン、高齢者サロンなども申請できますか。**

**Ａ．**参加者が、子どもや、高齢者などに限定される場合は補助の対象となりません。参加者を広く募集したにもかかわらず、結果的に対象者が片寄った場合はその限りではありませんが、広く参加者を募ったり啓発を行うなどしてください。

**Ｑ４．敬老会を兼ねて開催してもいいですか。**

**Ａ．**敬老会も市の補助金で開催されており、二重の補助になるため、これら

を兼ねての開催は補助の対象となりません。

**Ｑ５．食料費に弁当代を計上してもいいですか？**

**Ａ．**弁当・惣菜・レトルトなど調理を必要としないものは、食料費に計上できません。野菜・肉・麺・穀物など、調理を必要とするものに限られます。ただし食料費に限度額は設けません。

**Ｑ６．サロン活動の中で景品を出した場合、補助の対象となりますか？**

**Ａ．**安価なもので、参加者全員に配布するものであれば支援対象となります。

特定の人に配布するものは支援対象外となります。（消耗品）

**Ｑ７．スタッフが買い物やサロン会場への移動。交通費は計上できますか？**

**Ａ．**スタッフの買い物や移動等にかかる交通費は、自家用車や公共交通機関などを含め計上できません。ただし、参加者の送迎費については対象とします。（運送費）

※ 任意の様式にて送迎日、運転者、対象者、支払日、対象者を記載し、受

領印を押したものが必要です。

**Ｑ８．申請時は４万８千円で申請していましたが、補助対象経費の総額が申請額よ**

**り少ない場合はどうなりますか？**

**Ａ．**サロン補助金は基礎補助金と加算補助金の合算を補助の上限額とし、この額と補助の対象となる経費の合計額の少ない方を交付します。このため、ご質問のような場合は変更申請をしていただきます。

例）48,000円申請したが、実績で補助対象経費は30,000円である場合は、変更申請を行った上で、補助額は30,000円となる。

**Ｑ９．活動終了後の反省会や慰労会に伴う飲食代は支援対象となりますか？**

**Ａ．**支援対象となりません。サロン活動中の経費を対象とします。また、活動中であっても喫茶店などでの飲食は補助対象になりません。

**Ｑ10．宛名の記載がないレシートや宛名の入っていない領収書は計上できますか？**

**Ａ．** レシートは販売会社、購入日、商品名の記載が印字されているため、計上することができますが、手書きの領収書は内訳や金額の妥当性が不明なため計上できません。また、宛名が個人名の場合も計上できません。

**Ｑ11．毎月継続して開催することとしていましたが、気象警報など特別の事情で開**

**催できそうにありません。どうすればよろしいですか。**

**Ａ．** 無理をせず、中止してください。なお、中止する場合は、補助対象経費の上限額が減額となるため、変更申請書の提出をお願いします。

**Ｑ12．補助の対象となる高齢者、障がいのある方、児童とその保護者、家に閉じこもりがちな方は、どのように判断したらよろしいですか？**

**Ａ．**障がいのある方は、障害者手帳等による判断が望ましいですが、民生委員様やスタッフの方のご判断でお願いします。家に閉じこもりがちな方も同様にお願いします。高齢者や児童とその保護者については、開催時に作成いただく参加者名簿等で判断していただきますようお願いします。

**Ｑ13．４月１日から活動を行うため保険に入りたいのですが、加入が前年度の３月**

**になるため領収書の日付が前年度の３月になりますが、今年度の対象経費に**

**なりますか？**

**Ａ．**今年度の対象経費にしてください。ただし、この取扱いは保険料のみでその他経費はすべて今年度４月から３月の領収書をつけてください。